

会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 令和元年12月10日(火) 開会 午前10時00分

閉会 午後 零時35分

出席者 委 員 委員長 古 沢 ちい子
大 浦 兼 政 浅 野 貴 之 内 海 まさかず
針 谷 育 造 白 石 幹 男 梅 澤 米 満
欠席委員 松 本 喜 一
議 長 大阿久 岩 人
傍 聴 者 森 戸 雅 孝 小 平 啓 佑 川 上 均
大 谷 好 一 坂 東 一 敏 青 木 一 男
小久保 かおる 氏 家 晃 入 野 登志子
千 葉 正 弘 福 富 善 明 関 口 孫一郎
針 谷 正 夫 小 堀 良 江 福 田 裕 司
中 島 克 訓

事務局職員 事務局長 神 永 和 俊 議事課長 癸生川 亘
副 主 幹 岩 崎 和 隆 主 査 新 村 亜希子

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

生活環境部長	橘	唯	弘
保健福祉部長	藤田	正	人
子ども未来部長	高橋	礼	子
市民生活課長	大山		勉
保険医療課長	間中	正	幸
環境課長	福田	欽	也
環境課主幹	伏木	広	安
斎場整備室長	海老沼	博	行
人権・男女共同参画課長	毛塚	加奈	子
福祉総務課長	渡辺	健	一
障がい福祉課長	廣田	智	之
生活福祉課長	島田	林	治
地域包括ケア推進課長	首長	正	博
地域包括ケア推進課主幹	茅原	洋	一
健康増進課長	石川	交	子
健康増進課主幹	白石	孝	江
子育て支援課長	大豆生田	雅	志

令和元年第6回栃木市議会定例会

民生常任委員会議事日程

令和元年12月10日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第149号 栃木市墓園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第150号 栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第 3 議案第151号 栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第 4 議案第154号 栃木市西方保健センター条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 5 議案第164号 指定管理者の指定について（栃木市北部健康福祉センター）
- 日程第 6 議案第165号 指定管理者の指定について（栃木市西方ふれあいプラザ）
- 日程第 7 議案第140号 令和元年度栃木市一般会計補正予算（第7号）（所管関係部分）
- 日程第 8 議案第141号 令和元年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第142号 令和元年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4
号）
- 日程第10 議案第143号 令和元年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予
算（第2号）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（古沢ちい子君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（古沢ちい子君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（古沢ちい子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第149号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第149号 栃木市墓園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） おはようございます。本日はよろしく申し上げます。

ただいまご上程いただきました議案第149号 栃木市墓園条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案書は31ページから32ページ、議案説明書は58ページから61ページであります。

初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の58ページをお開き願います。

提案理由であります。墓所の使用に係る管理手数料の改定に当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市墓園条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものであります。

次に、改正の概要であります。管理手数料を改正することでございます。

参照条文については省略をさせていただきます。

次に、改正の内容であります。新旧対照表をごらんいただいたほうがわかりやすいと思いますので、恐れ入りますが、議案説明書の60ページ、61ページをお開きください。栃木市聖地公園につきましては1平米当たり1,000円から1,100円に、栃木市藤岡中根墓地、藤岡太田墓地については1区画当たり500円から550円に、栃木市都賀聖地公園墓地につきましては1平米当たり500円から550円に、栃木市西方菅ノ沢墓地及び栃木市西方東上林墓地につきましてはこれまで徴収していな

かったものを1区画当たり550円徴収するというものであります。

議案書の32ページをごらんいただきたいと思います。施行期日であります、令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 議案書でも議案説明書でもいいのですが、なぜ西方の墓地は今までお金を取っていなかったのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 合併当時からということだったのですが、ここの墓地につきましては、西方菅ノ沢墓地につきましては工業団地の関係で移転された方のためにつくられたもの、それから東上林墓地につきましては道が広がったときにつくったものということなので、町のほうで用意したということなものですから、徴収はしてこなかったという経緯があるというふう聞いております。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今まで管理というのはどこがやっていたのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 草むしりというのでしょうか、除草等につきましては、市のほうがシルバー人材センターへ委託しまして行ってきた状況があります。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 合併をするときに合併協議の中で項目とかに挙がってくるものであると思うのですが、そういうものはなかったのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） ちょっと申しわけございません。そこまで私のほうでは把握しておりませんで、申しわけございません。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） これからは栃木市が管理していくということでよろしいのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） こちらの墓地につきましては、もともと管理そのものは栃木市のほうが行ってきたということではあります。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

ほかいかがでしょうか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 今この2つの墓地は何基というのですか、使用されているのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 2つの墓地といいますのは、西方の……

○委員（白石幹男君） 西方。

○環境課長（福田欽也君） 菅ノ沢墓地につきましては10区画、それから東上林墓地につきましては25区画ございます。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これ全部埋まっているということによろしいでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 菅ノ沢墓地につきましては1区画空いております。東上林墓地につきましては全部埋まっているというふうに把握しております。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これは、使用されている皆さんには、この使用料についてのお話とか、そういうのはまだやっていないということ。

○委員長（古沢ちい子君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 一応今回の議会に上げるということで、これからは徴収するということの内諾というのでしょうか、そういうお話はしてはあります。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） その中のお話の中での内容というか、住民の皆さんはどういうふうに言っているのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 特にございませんで、この手数料徴収することにつきましては仕方ないですという話で、ご理解いただいているということで聞いております。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それと、全体的に1割アップということですよ。1,000円が1,100円、500円が550円ということで、これのアップの理由というのですか、それは何でしょう。

○委員長（古沢ちい子君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 10月に消費税が上がるのが一番大きな理由ではあるのですが、そのほかに実際管理費が上がっておるのですが、それに見合ったものということで、この金額とさせていただきます。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） おはようございます。よろしくお願ひします。

済みませんけれども、これ全部の聖地公園、いろいろ公園があるわけですけども、墓地公園があるのですけれども、全てでどのぐらいあって、空きが幾つぐらいあるのかちょっと教えてもらいたい。

○委員長（古沢ちい子君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 栃木市聖地公園につきましては2,282区画、都賀聖地公園につきましては793区画、それから藤岡中根墓地につきましては270区画、太田墓地につきましては78区画、菅ノ沢墓地につきましては10区画、東上林墓地につきましては25区画、一応空いているという状態でありまして菅ノ沢墓地の一区画で、あとは空き待ちというような状況ということで聞いています。

○委員長（古沢ちい子君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） それと、空いていないということは将来どこか墓地を増やすとか何かは考えているのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 墓地を増やすというよりは、以前の議会でお答えをしたかと思うのですが、この辺の墓地で再整備という形で墓地の数そのものは増やすことは考えているところではあります。

○委員長（古沢ちい子君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 1区画大体何平米ぐらいなのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 栃木の聖地公園は1区画当たり大体5平米が標準的なもの、それから都賀につきましては3平米が大体多いです。あと、区画の平米まで、あとちょっと私のほうで把握していないのですが。

○委員長（古沢ちい子君） 議案に基づいた質疑にしましょう。

○委員（梅澤米満君） それは言われるかなと思いました。

○委員長（古沢ちい子君） 梅澤委員。

○委員（梅澤米満君） 一つに栃木の聖地公園が1,000円で、ほかは550円だったから、この差がどのぐらいだったのかなと思ったので、今5平米と3平米だよと言うから納得しました。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

ほかいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第149号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第149号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第150号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第2、議案第150号 栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） 改めまして、おはようございます。

ただいまご上程をいただきました議案第150号 栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議案書及び議案説明書に基づきご説明を申し上げます。

議案書は33ページから34ページ、議案説明書は62ページから65ページであります。

初めに、議案説明書でご説明させていただきますので、恐れ入りますが、62ページをお開きください。議案第150号 栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

提案理由であります。災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたことから、栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

改正の概要につきまして、条例改正新旧対照表で説明させていただきますので、64、65ページをお開きください。一部改正の概要であります。災害援護資金の貸し付けを受けた者及び連帯保証人の収入または資産の状況についての報告等に係る規定を加えるとともに、償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払い猶予について、引用している条項を改めるものであります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、33ページをお開きください。栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。栃木市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を制定するというものでございます。

34ページをお開きください。一部改正の条文であります。内容につきましては先ほど議案説明書にて説明させていただきましたので、省略させていただきます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 災害弔慰金ということなのですから、これの実績というかはどの程度あるのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） 実績についてでございますが、4年前の関東東北豪雨時におきまして、貸し付けが5件ございました。そのときにすぐ数年後に一括償還された方もいらっしゃいました。現在は4名の方が償還中でございます。

以上でございます。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） これを改正することによってどのような作業というか、借りる側にとってどのような負担が増えるのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） お答え申し上げます。

今回の改正に伴いまして、貸し付けを受けている方が負担を受けるというものは全くございません。それで、今回の改正の趣旨は、経済的な理由等で支払いが困難になった方、そういった方に支払い猶予の拡大ですとか償還免除、償還免除の場合はかなり内容を精査する必要がありますが、例えば精神疾患に陥ったとか、重度の障がい陥ったとか、そういったケース、また破産に陥ったとか、そういったケースが想定されますが、そういった方につきまして償還免除の取り扱いが規定されているものでございます。

以上でございます。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 新しいところに報告等ということで、これは連帯保証人のうんたらかんたらという話があったのですけれども、そこら辺は変わってはいないですか。

○委員長（古沢ちい子君） 渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） 今回改正によりまして、連帯保証人等の報告義務というのが発生しましたが、これは条文の中で明確にしたというものでございます。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） それは今までであったのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） これまで報告等については国の法律で明確に示されておりませんが、今回国の法律改正等に伴いまして、条例のほうを改正したというものでございます。引用条文の改正というものでございます。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

ほかいかがですか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） これ国の条例が変わったというのだけれども、いつ国のほうは変わったのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） 令和元年7月19日に改正災害弔慰金法の施行についてということで、内閣府政策統括官防災担当名で発令されたところでございます。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今回施行日は公布の日からということで、本会議で議決されれば18日からということになるかもしれないですけども、そうしますと今回の災害で貸し付けというか、受けた者に対してはこの条例が当てはまるということになりますよね。

○委員長（古沢ちい子君） 渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） はい、そのような取り扱いになろうかと思えます。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了といたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第150号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第150号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第151号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第3、議案第151号 栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） ただいまご上程をいただきました議案第151号 栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議案書及び議案説明書に基づきご説明をさせていただきます。

議案書は35ページから36ページ、議案説明書は66ページから69ページであります。

初めに、議案説明書でご説明させていただきますので、恐れ入りますが、66ページをお開きください。議案第151号 栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

提案理由であります。栃木市北部健康福祉センターの愛称を定めるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたことから、栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

改正の概要につきまして、条例改正新旧対照表で説明させていただきますので、68、69ページをお開きください。一部改正の概要であります。栃木市北部健康福祉センターの名称に愛称としてゆったり～なを追加するものであります。

なお、この愛称につきましては、令和元年7月12日から9月20日まで公募を行い、1,721件の応募があった中から栃木市北部健康福祉センター愛称選定会議において選定したものであります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、35ページをお開きください。栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を制定するというものでございます。

36ページをお開きください。一部改正の条文であります。内容につきましては先ほど議案説明書にて説明させていただきましたので、省略させていただきます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了といたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第151号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第151号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第154号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第4、議案第154号 栃木市西方保健センター条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 本日はよろしくお願ひいたします。

ただいまご上程いただきました議案第154号 栃木市西方保健センター条例を廃止する条例の制定について、議案書及び議案説明書によりご説明を申し上げます。

議案書につきましては45ページ、議案説明書は82ページであります。

先に議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の82ページをお開きください。

提案理由でございますが、市北部地域に栃木市北部健康福祉センターを整備し、令和2年4月に開館予定であることから、栃木市西方保健センターを廃止することについて議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書の46ページをお開きください。附則として、この条例は令和2年4月1日から施行するというものになります。

以上で議案第154号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了といたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第154号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第154号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第164号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第5、議案第164号 指定管理者の指定について（栃木市北部健康福祉センター）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） ただいまご上程をいただきました議案第164号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

議案書は57ページ、議案説明書は123ページであります。

初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の123ページをお開きください。

提案理由であります。栃木市北部健康福祉センターの管理を行わせる指定管理者に株式会社フクシ・エンタープライズを指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

参照条文につきましては、地方自治法第244条の2第6項、普通地方公共団体は指定管理者の指定をしようとするときはあらかじめ当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならないというものでございます。

次に、議案書の説明をさせていただきますので、議案書の57ページをお開きください。指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、栃木市北部健康福祉センターであります。指定管理者に指定する団体は、所在地、東京都江東区大島1丁目9番8号、名称、株式会社フクシ・エンタープライズ、代表者、代表取締役、福土昌であります。

指定期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間であります。

なお、本件は公募により指定管理者の候補者を選定いたしましたが、申請は6団体でございました。

また、募集要項において定めた指定管理料の上限額は4億6,197万8,000円、仮基本協定に基づく

総額は4億6,023万8,818円であります。

以上で議案第164号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） これは一度議員研究会でもあったのですけれども、公募が6団体ということで、あと地元の応募というのはあったのでしょうか。あった場合は何団体でしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） 地元、栃木県内の応募ということでありまして、4団体でございます。栃木市内は2団体でございます。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） このフクシ・エンタープライズですけれども、雇用のことについて、これは何か制限というか、地元から雇用してほしいということなのですか、そのような条件とかはついているのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） 雇用につきましては、特に制限というのはございませんが、今回の指定管理者の候補者、フクシ・エンタープライズさんのほうからは、積極的に地元雇用を図るということでの提案がございました。

以上です。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 指定管理料が8,000万円、年にするとですね、結構高いなと思うのですが、その特殊性というのはどこら辺なのでしょう。

○委員長（古沢ちい子君） 渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） 今回施設が大変大規模な施設ということで、建物も集会所棟と健康増進棟ということであるわけなのですが、温泉を活用する施設であると、またトレーニングルームとかさまざまな施設から構成されておりますので、人員配置あるいはいろんな物件費、そういったものが相当かかるということございまして、大体年額9,000万円程度の指定管理料というふうな形になったところでございます。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） この計画は隣の温泉を買うということだったと思いますけれども、その費用というものはこれに含まれているのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） それについては、指定管理料の中で業者さんが支払っていくという

形になります。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがですか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 今度新しい施設で初めから指定管理者で運営するという事なのですけども、そこら辺のメリットというのですか、一旦はまずは直営でやって、その後様子を見て指定管理にするとか、そういう方法もあったと思うのだけれども、最初から指定管理にするメリットというのですか、どういうふうに考えているのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） 初年度から民間の業者さんを指定管理者でお願いすることについては、いろいろ考え方はあるかと思うのですが、私どもといたしましては民間の豊かなノウハウ、特に今回の業者さんは全国展開されている業者さんということで、非常に豊かな経験を持っていらっしゃいますので、そういったところで民間活力の導入を図っていくということで、地域の活力、そういうものが今後図られるというふうに考えております。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そこで、このフクシ・エンタープライズの実績というのですか、どういった実績があるのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） 北は山形県から南は兵庫県まで全国的に指定管理者等の運営を展開されているのですが、身近なところでは栃木県におきましては大田原市の屋内温水プール、あるいは黒羽中学校の屋内温水プール、また県南地域で佐野市の運動施設7施設、あるいは下野市ふれあい館、そういったところでの実績がございます。それぞれ指定管理での実績でございます。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、今回温泉のプールを使っただけのそういう運動機能というのですか、そういう施設も入っている北部健康福祉センターで、そういったノウハウが有効に生かされるということなののでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） 全国的にスポーツ施設、トレーニングルーム施設とか各スポーツ施設等を指定管理者として、あるいは業務委託施設として手がけていらっしゃいますので、こういった経験がこの北部健康福祉センターにも十分生かされるのかなということで、私どもは大きな期待をしているところでございます。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 指定管理者を指定するに当たって、資料見ますと北部健康福祉センターの利用想定というのを市のほうでやっているわけですけども、これまだ実績も何もない中で、どうい

った形でこの想定をされたのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） 利用人数の想定につきましては、既に大平健康福祉センターゆうゆうプラザ、あと岩舟健康福祉センター遊楽々館、こういった施設が栃木市内にございまして、そちらの利用実績を踏まえまして、西方における、西方の場合ですと商圏人口といいますか、人口が比較的少ないので、その辺も十分勘案しながら想定利用人数を算出したところでございます。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これの使用料というのは指定管理者に入るわけですね。

○委員長（古沢ちい子君） 渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） 利用料金という形で指定管理者のほうに入ります。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） この想定に従って、そっちの指定管理者のほうもそういった状況を見て管理料というのを決めてきていると思うのですけれども、想定が大きく違った場合、特に利用が想定以上に悪かった場合とか、そういう場合、この指定管理料というのはどういうふうになるのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） 基本的にはこの指定管理者との協定書に基づいて5年間管理運営を行っていただきますので、結果として利用人数が少なくて収入が伸びないといった場合でも、その辺は業者さんの自助努力でやっていただくと。ただ、業者さんも自主事業ということで幾つかこちらの施設で事業を展開されますので、ある程度その辺は十分対応できるかなというふうには想定しているところでございます。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 細かいところで人件費なのですけれども、市のほうで見積もったものと人件費が年間4,890万円ほどなののですけれども、フクシ・エンタープライズのほうですと3,960万円ほどということで、約900万円から1,000万円ぐらいの安いという状況なののですけれども、この人件費についてはきちっと労働基準法というか、守っていないと認められないと思うのですけれども、そこら辺の人件費についての、これだけ低いとなると、働く人たちもかなり低い状況になるのではないかなと思うのですけれども、そこら辺はいかがなのでしょう。

○委員長（古沢ちい子君） 渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） 例えばトレーニングの指導者等におきまして、業者さんのほうで私どもが想定しているより少ない人件費であります。これは業者さんが適切な人数配置をしていただくことによって、ある程度人件費はしっかり抑えられるというふうな計算をされているかと思えますので、従業員さんの給与が著しく低いというふうなことにはならないかというふうにご考慮を

ります。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、市の想定よりも使う人の人数というのですか、全体の人数が少なくなっているということなののでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） 人数は、私どもが見込んでいるより少ない人数で現場対応されるというふうなことで理解しております。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） では、もう一つ。指定管理者のほうで出してきた事業経費というのが430万円ほど、初年度が430万円、その後は440万円という事業経費というのを入れているのですが、市のほうにはそういった項目がないのだけれども、この事業経費というのは一体どういう内容なののでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） 詳細はちょっとすぐ資料が出てこないのですが、業者さんからは管理費ということで計上いただいております。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それ中身がわからないと、こっちもどう対応していいかわからないというところなのですが、管理費の中にまた管理費が入っているというようなことだと、何か二重取りみたいな形するのですけれども、そこら辺どういうことなののでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） 恐れ入ります。ちょっと資料が手元資料ですすぐ出てきませんので、後ほどお答えするということでご了解いただければと思うのですが、よろしいでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいでしょうか。

○委員（白石幹男君） わかりました。

○委員長（古沢ちい子君） 今できる限りのお答えいただけますでしょうか。

○福祉総務課長（渡辺健一君） はい、ちょっとお待ちください。

○委員長（古沢ちい子君） ほかの質疑がありましたら。ないですか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 全体的に指定管理者の指定を議会に承認を求めるということであれば、もっと選定委員会の内容とか、そこら辺も十分議会に説明する必要あると思うのだけれども、そこら辺の経緯というのはわかりますか。

○委員長（古沢ちい子君） 今の質疑で、課長、さっきのと一緒にして……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） もう一度お願いできますか。

○委員長（古沢ちい子君） 今の質疑ね。

○福祉総務課長（渡辺健一君） 先ほどの管理費のほうを調べていたものですから。

○委員長（古沢ちい子君） では、部長が今の答弁を。

藤田保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤田正人君） 選定委員会でございますが、選定委員会につきましては所管課は参加しておりません。別の部署が選定しているということ。あと、選定委員会におきましては外部の委員と、それから専門の立場の専門委員さんと市の職員が入るわけですが、その市の職員に担当のほうが入りませんので、そこら辺はちょっとお答えできかねますので、よろしくお願ひします。

○委員長（古沢ちい子君） では、先ほどの質疑の答弁大丈夫ですか。

○福祉総務課長（渡辺健一君） はい。

○委員長（古沢ちい子君） 渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） 済みません。指定管理業者から申請書類ご提出いただいたわけですが、それ全てちょっと改めて確認したのですが、管理費ということでの記載のみで、いわゆるこちらの北部健康福祉センターを管理するに当たっての全体的な諸雑費も含めた管理費ということかというふうに思われます。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいでしょうか。

ほか質疑いかがでしょうか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 質疑というより、この議案を調べているときに例規集を見ましたら、例規集が6月議会で北部健康福祉センターを入れているのですけれども、それが直っていないのです、以前のままで。だから、そこら辺迅速に対応していただきたいと思います。

○委員長（古沢ちい子君） 渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） 例規集に関しましては、済みません、ちょっと名前出してしまって恐縮なのですが、以前内海市議から更新されていないのではないかと、そんなことで改めてそのとき確認したのですが、ちょっと例規の検索の仕方です最新の情報が出てきますので、済みませんが。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○福祉総務課長（渡辺健一君） 施行日です。ちょっと細かい……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○福祉総務課長（渡辺健一君） 検索の仕方です……

○委員長（古沢ちい子君） 例規集ももちろんですけども、ちょっと戻っていただいて。今の答弁

で大丈夫ですか、例規のことは。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） では、進んでいきたいと思いますが、ほかの質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了といたします。
ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。
ただいまから議案第164号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第164号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第165号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第6、議案第165号 指定管理者の指定について（栃木市西方ふれあいプラザ）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） ただいまご上程いただきました議案第165号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

議案書につきましては58ページ、議案説明書につきましては124ページであります。いずれも最終ページになります。

初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の124ページをお開き願います。

提案理由であります。栃木市西方ふれあいプラザの管理を行わせる指定管理者に社会福祉法人栃木市社会福祉協議会を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書についてご説明申し上げますので、恐れ入りますが、議案書の58ページをお開き願います。議案第165号 指定管理者の指定についてであります。次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるというものであり

ます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、栃木市西方ふれあいプラザであります。また、指定管理者に指定する団体につきましては、栃木市今泉町2丁目1番40号、社会福祉法人栃木市社会福祉協議会、会長、小林一成であります。

指定期間につきましては、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間であります。

今回の指定でございますが、これまでの管理実績及び北部健康福祉センターの開設に伴い、西方地域の福祉施設の再編が求められることから、今回の指定期間である3年間の間に施設再編を進める必要性がございます。そのために、現指定管理者の栃木市社会福祉協議会を公募外で3年間という限定で選定をしたものでございます。

以上で議案第165号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今回は公募外ということですが、指定管理料というのは幾らになるのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 今回補正の債務負担行為の部分のところでは上げさせていただいているところがございますが、各年、令和2年、令和3年、令和4年、それぞれ470万円程度の費用で、合計額といたしまして1,400万円強の指定管理料になる予定でございます。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 社協さんはこの前の3年間も公募外でやられていたと思いますけれども、そのときと費用は変わるのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 若干額は下がっておりますけれども、ほぼ同額でございます。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

ほかいかがでしょうか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようですので、これをもって質疑を終了といたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第165号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第165号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第140号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第7、議案第140号 令和元年度栃木市一般会計補正予算（第7号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

大豆生田子育て支援課長。

○子育て支援課長（大豆生田雅志君） よろしくお願ひいたします。かけて説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第140号 令和元年度栃木市一般会計補正予算（第7号）のうち所管関係部分につきましてご説明いたします。

まず、歳出からご説明いたしますので、補正予算書の40、41ページをお開きください。表の一番下の行、2款1項15目諸費につきましては、2億3,202万2,000円を増額するものです。右側、説明欄の2行目、国庫支出金返還金（障がい福祉課）につきましては、平成30年度障害者自立支援給付費国県負担金、障害児入所給付費等国県負担金、特別障害者手当等給付費国庫負担金、障害者医療費国県負担金及び地域生活支援事業費国県補助金の交付額確定に伴い、超過交付分返還のため増額補正するものです。

次の国庫支出金返還金（生活福祉課）につきましては、平成30年度生活扶助費等負担金、介護扶助費等国庫負担金、生活困窮者住居確保給付金、生活保護適正化事業補助金の交付額確定に伴い、超過交付分返還のため増額補正するものです。

次の国庫支出金返還金（地域包括ケア推進課）につきましては、平成30年度多機関の協働による包括的支援体制構築事業国庫補助金の交付額確定に伴い、超過交付分返還のため増額補正するものです。

次の国庫支出金返還金（健康増進課）につきましては、平成30年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業補助金、未熟児養育医療費国県負担金、母子保健衛生費国庫補助金、栃木県健康増進事業費補助金の交付額確定に伴い、超過交付分返還金のため増額補正するものです。

次の国庫支出金返還金（子育て支援課）につきましては、平成30年度母子家庭等対策総合支援事業費補助金、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金の交付額確定に伴い、超過交付分返還のため増額補正するものです。

続きまして、46、47ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、1,721万6,000円を増額するものです。説明欄1行目、職員人件費の補正につきましては、職員課所管となりますが、定期人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属の人数や役職等に変更が生じたことや人事院勧告を踏まえ、その差額分を精査し、増額補正するものです。

以下、職員人件費につきましては同様の理由により増減補正するものですので、以後の説明は省略させていただきます。

説明欄2行目、個人番号カード交付事業費につきましては、マイナンバーカードオンライン申請補助端末機であるマイナ・アシストの購入費が主なものです。

続きまして、52、53ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費につきましては、406万2,000円を減額するものです。説明欄2行目、国民健康保険特別会計繰出金につきましては、平成30年度に一般会計から繰り出した財政安定化支援事業繰出金等について、決算額に基づき追加交付分を一般会計から繰り出すため補正増するものです。

次の2目障害福祉費につきましては、40万円を増額するものです。説明欄の障害者在宅生活支援委託事業費につきましては、障がい者の自動車改造費助成事業の利用者増に伴い、委託費が増えたため増額補正するものです。

次の3目高齢福祉総務費につきましては、297万8,000円を増額するものです。説明欄2行目、介護保険特別会計繰出金につきましては、今回の補正に伴い、一般会計から介護保険特別会計への繰出金を増額補正するものです。

次のページをお開きください。3款2項1目児童福祉総務費につきましては、職員人件費を700万円減額するものです。

次の3目母子福祉費につきましては、253万1,000円を増額するものです。説明欄の母子生活支援施設措置委託費につきましては、現在自立に向け2世帯が施設を利用しておりますが、これまでの実績から委託料の不足が見込まれるため、増額補正するものです。

次の4目児童福祉施設費につきましては、職員人件費を842万9,000円増額するものです。

次の5目保育所費につきましては、職員人件費を100万円減額するものです。

次のページをお開きください。3款3項1目生活保護総務費につきましては、443万円を増額するものです。説明欄2行目、生活保護運営対策事業費につきましては、制度改正に伴う生活保護システムの改修として進学準備給付金の創設に伴うマイナンバー情報連携、生命保険会社に対する照会様式を出力、被保険者調査における調査項目の追加が必須となり、補正するものです。

次のページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費につきましては、730万2,000円を減

額するものです。説明欄2行目、病院群輪番制病院設備整備補助金につきましては、国県の補助事業で、2次救急を担っている病院の円滑な運営推進のため、病院が実施する医療機器購入に対して補助金を交付するもので、今回はとちぎメディカルセンターしもつがが県から選定されたため、増額補正するものです。

次の地域医療推進事業費につきましては、1次救急を担う栃木地区急患センターの機能強化及び2次救急を担うとちぎメディカルセンターしもつがとの連携強化のため、とちぎメディカルセンターしもつがが整備する現在使用していない急患センター設置予定場所の診察室の整備費用に対し、補助金を交付するため増額補正するものです。

次の2目予防費につきましては、83万4,000円を増額するものです。説明欄の予防接種事業費につきましては、定期予防接種実施に伴う勧奨通知及び受診率向上のための再勧奨通知、発送のための郵便料を増額補正するものです。

次の3目環境衛生費につきましては、317万1,000円を増額するものです。説明欄の聖地公園管理費につきましては、栃木市聖地公園内で漏水をしている可能性があるため、漏水箇所を調査するための業務委託料及び繁茂により倒木のおそれがある樹木を伐採するための業務委託料を増額補正するものです。

次のページをお開きください。4款2項2目塵芥処理費につきましては、1,302万3,000円を増額するものです。説明欄のとちぎクリーンプラザ管理運営委託事業費につきましては、焼却残渣を有する設備、灰溶融炉の運転時間をメンテナンス性向上のため短縮した結果、当初見込みよりも焼却残渣が増加したため、その処分費について増額補正するものです。

続きまして、86、87ページをお開きください。10款4項1目社会教育総務費につきましては、600万7,000円を減額するものです。説明欄2行目、集会所管理費につきましては、新栃木コミュニティ会館のエアコンが故障したため実施するエアコン入れかえ工事に係る維持補修費です。

以上で歳出の所管関係部分の説明を終わります。

○委員長（古沢ちい子君） 渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） 続きまして、歳入の所管関係部分につきましてご説明申し上げます。

30、31ページをお開きください。15款1項1目2節児童福祉費負担金につきましては、126万5,000円の増額であります。説明欄、児童入所施設措置費等負担金につきましては、母子生活支援施設措置委託費に対する国庫負担金を増額するものであります。

次に、3節生活保護費負担金につきましては、895万8,000円の増額であります。説明欄、過年度交付分につきましては、平成30年度生活保護費等国庫負担金の交付額確定に伴い、医療扶助費等負担金について追加交付額を増額するものであります。

次に、2項1目2節戸籍住民基本台帳費補助金につきましては、2万3,000円の増額であります。説明欄、個人番号カード交付事務費補助金につきましては、個人番号カード交付事務に対する国庫

補助金を増額するものであります。

次に、2目3節生活保護費補助金につきましては、71万5,000円の増額であります。説明欄、生活保護適正実施推進事業費補助金につきましては、制度改正に伴う生活保護システムの改修に係る国庫補助金を増額するものであります。

次に、3目1節保健衛生費補助金につきましては、1,057万6,000円の増額であります。説明欄、緊急風しん抗体検査等事業補助金につきましては、近年の全国的な風疹流行に伴い、今までに風疹予防接種の公的助成のなかった一定年代の男性に対し、風疹の追加的対策として抗体検査を実施するための事業費の2分の1が国の補助対象となったことから増額するものであります。

32、33ページをお開きください。16款1項1目1節社会福祉費負担金につきましては、4,000円の増額であります。説明欄、低所得者保険料軽減負担金につきましては、平成30年度負担金精算に伴う過年度交付分の負担金を増額するものであります。

次に、2節児童福祉費負担金につきましては、63万2,000円の増額であります。説明欄、児童入所施設措置費等負担金につきましては、母子生活支援施設措置委託費に対する県負担金を増額するものであります。

次に、2項3目1節保健衛生費補助金につきましては、286万5,000円の増額であります。説明欄、病院群輪番制病院設備整備費補助金につきましては、2次救急医療を担うとちぎメディカルセンターしもつがの医療機器購入に伴う事業費の3分の2が県の補助対象となったことから増額するものであります。

34、35ページをお開きください。19款1項1目1節国民健康保険特別会計繰入金につきましては、503万5,000円の増額であります。説明欄、国民健康保険特別会計繰入金につきましては、平成30年度に一般会計から繰り入れた出産育児一時金繰入金等について、決算額に基づき一般会計に戻し入れする必要が生じたため増額するものであります。

次に、3目1節介護保険特別会計繰入金につきましては、6,685万5,000円の増額であります。説明欄、介護保険特別会計繰入金につきましては、平成30年度の精算により生じた介護給付費と地域支援事業の一般会計への繰入金を増額するものであります。

次に、2項5目1節墓園管理基金繰入金につきましては、293万円の増額であります。説明欄、墓園管理基金繰入金につきましては、聖地公園内の漏水調査業務及び支障木伐採業務を委託するに当たり、基金から充当するため増額するものであります。

次に、10目1節地域医療対策基金繰入金につきましては、186万9,000円の増額であります。説明欄、地域医療対策基金繰入金につきましては、メディカルセンターしもつがが整備する診療室について補助金を交付するため、その財源として基金からの繰入金を増額するというものです。

36、37ページをお開きください。21款5項4目2節雑入につきましては、295万円の増額であります。説明欄、病院群輪番制病院運営費負担金等（健康増進課）につきましては、病院群輪番制病

院設備整備費補助金の関係町であります壬生町からの負担金を増額するものであります。

以上で歳入の所管関係部分の説明を終わらせていただきます。

続きまして、第2表、債務負担行為補正追加の所管関係部分につきましてご説明申し上げますので、恐れ入りますが、7ページをお開きください。

5段目の令和元年度北部健康福祉センター管理運営委託指定管理者制度につきましては、令和2年4月に開館を予定していることから、令和2年度から令和6年度までの5年間の指定管理期間中の指定管理料について債務負担行為限度額を設定するものであります。

6段目の令和元年度西方ふれあいプラザ管理運営委託指定管理者制度につきましては、今年度末で指定管理期間が満了することから、令和2年度から令和4年度までの3年間の指定管理期間中の指定管理料について債務負担行為限度額を設定するものであります。

7段目の令和元年度栃木地区急患センター管理運営委託指定管理者制度につきましては、今年度末で指定管理期間が満了することから、令和2年度から令和4年度までの3年間の指定管理期間中の指定管理料について債務負担行為限度額を設定するものであります。

なお、急患センターは公募外で業者選定を進めているところであります。

8段目の令和元年度風しんの追加的対策委託につきましては、風疹の追加的対策として全国的に実施される事業を行うに当たり、令和2年度分のクーポン券作成業務委託契約及び風疹抗体検査、予防接種を実施するために全国の協力医療機関と集合委託契約を今年度中に行う必要があるため、令和2年度分の債務負担行為限度額を設定するものであります。

9段目の令和元年度新斎場整備運営事業（PFI事業）につきましては、栃木市新斎場整備運営事業を実施するPFI事業者の選定に当たり、総合評価一般競争入札の入札公告を令和2年2月に行うため、新斎場の設計、建設などの施設整備業務、供用開始後の建築物、設備、火葬炉の保守、点検などの維持管理業務、予約、受付、告別、収骨、火葬炉運転などの運營業務など、令和20年度までの18年間の事業費の総額を債務負担行為として設定するものであります。

以上をもちまして議案第140号 令和元年度栃木市一般会計補正予算（第7号）の所管関係部分についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 47ページで個人番号カード交付事業なのですけれども、これは国は国家公務員の人にとりなさいと、しかもその家族もこれにとりなさいというふうな指導をしているようなのですけれども、まず個人番号カードというものは、これは任意なのかを確認したいと思いますが、強制的にとらなければいけないものなののでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 大山市民生活課長。

○市民生活課長（大山 勉君） 全く任意のものでございます。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 栃木市の方針として、国のように職員に必ずとりなさい、その家族にもとりなさいというふうな方針でいるのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 大山市民生活課長。

○市民生活課長（大山 勉君） 必ずということでは勧めておりません。ただ、最終的に保険証としての活用があることから、とることは勧めてはおります。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

ほかいかがでしょう。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今度55ページの母子生活支援施設措置費なのですけれども、この補正で250万円上がってくるということはどういうふうにかえたらいのかと思うのですが、予算でとっていて、利用者が増えたというふうにかえてよろしいのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 大豆生田子育て支援課長。

○子育て支援課長（大豆生田雅志君） こちらにつきましては、月単位の請求になってございます。当初予算では28カ月分を見込んでおりましたが、現時点の見込みとしては、予定といいますか、今後についてはまだ未定の部分もございしますが、29カ月分ということで1カ月分多く予算はなっております。ただ、増の理由としましては、毎月の月額で請求が参りますけれども、毎月毎月の金額が、これは入所先の施設、例えば定員20人であれば、そこに決まった経費を入所している方の数で割ります。ですから、満員であれば20で割るのですけれども、これが例えば10人になりますと10で割るといったことで、かなり月によって額が上下いたします。それともう一点が、いろいろな加算がございしますので、その加算の内容によって金額が変わります。ちなみに、月額としましては30万円ぐらいから、いろんな加算がつくと50万円を超えるような月もございまして、それらを勘案して不足分を今回増額補正とさせていただきます。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 予算では28カ月とっていて、今回1カ月分、29カ月にするというところで250万円ということよろしいのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 大豆生田子育て支援課長。

○子育て支援課長（大豆生田雅志君） 1カ月分が250万円ということではなくて、さまざまな加算分と、当初見込んでいた例えば金額が、入居者が少ないために思ったよりも月額が高い月が続いたりしたということが不足の原因になります。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） この費用というものは出ないということが一番望まれることなのですが、この2世帯の方というのはどのくらい施設のほうに入所されているのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 大豆生田子育て支援課長。

○子育て支援課長（大豆生田雅志君） 1世帯につきましては今年度中、もう一世帯は以前からの入所ということでございますが、もし詳細なということがあればお調べいたしますが、ただ余り入所時期等につきましては個人の、こちらDV等の関係でいらっしゃいますので、できればそこは詳細については遠慮といえますか、控えさせていただければと思います。

○委員長（古沢ちい子君） どうしますか、内海委員。

○委員（内海まさかず君） わかりました。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがですか。

浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 59ページの地域医療推進事業費について伺います。これを受けて、今後の急患センターの整備方針というのはどのようになるのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 急患センターや地域医療について、医師会ととちぎメディカルセンターと市の3者で継続的に協議は実施しております。その中で、現在の急患センターを今後も維持しながら地域医療のほうへつなげていくという形になります。今回の整備につきましては、現在メディカルセンターしもつがの中にあります急患センター移転場所をメディカルセンターのほうで有効活用したいという申し出があり、医師会と協議をさせていただきながら補助を実施するということになりました。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 関連なのですが、急患センターというのは今メディカルセンターしもつが内にあるということで、それがよそへ出ていくということではよろしいのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 現在の急患センターは、旧医師会病院の跡の平成2年に市が整備したところで現在診療中でありまして、しもつが内に整備してあります新しく本来ならそこへ移転するというわけだった場所をしもつがのほうで救急で有効活用したいというふうな形になります。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今あるところからしもつが内に、本来のあるべきところに行くということによろしいのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） いいえ、急患センターの移転はしません。

○委員長（古沢ちい子君） 急患センターはそのまま、メディカルのところにある使っていない診察室を有効活用するという……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 現在しもつが内の急患センターを設置する予定の場所があいているわけなので、そこに機器を整備して診察ができる体制は整えるのですが、急患センターとして使うわけではなく、急患センターを補完するという意味でメディカルセンターの救急部の医師がそこを使うという形になります。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 本来ならばメディカルセンターしもつがの中にこれがあるという設計で、そういう形でお金も出してきたということだと思うのですけれども、それを今度は目的外使用をしようということですか。

○委員長（古沢ちい子君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 目的外というわけではなく、1次救急を担う栃木地区急患センターからの紹介患者や夜間救急で訪れる患者の診療場所として診療できるよう整備したいということになります。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） それは、急患センターとしてするということですか、それともメディカルがするということですか。

○委員長（古沢ちい子君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） メディカルセンターが診療をするという形になります。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） これは187万円とあるのですけれども、これ以上出ていく予定はあるのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 現在のところありません。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 実質メディカルセンターしもつがに対する助成だというふうに考えて間違いないでしょうか。

- 委員長（古沢ちい子君） 石川健康増進課長。
- 健康増進課長（石川交子君） はい、そのとおりです。
- 委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。
- 委員（内海まさかず君） はい。
- 委員長（古沢ちい子君） ほかいかがでしょう。

白石委員。

- 委員（白石幹男君） これをつくった当時は急患センターとして使うということだったのだけれども、それを変えると。その当時の整備するお金というのはどこが出しているのでしょうか。
- 委員長（古沢ちい子君） 石川健康増進課長。
- 健康増進課長（石川交子君） 病院整備費として市が。病院として整備したものになります。
- 委員長（古沢ちい子君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） メディカルセンターつくるときも33億円ぐらいでしたっけ、栃木市が補助しているわけで、その中の一部を使ってそこも整備しているのかなという感じなのですけれども、どうなのでしょう。
- 委員長（古沢ちい子君） 石川健康増進課長。
- 健康増進課長（石川交子君） 診察室としての場所はあるのですが、中に何にも入っていない状況であっています。そこに電子カルテや診察できるようベッドを備えたりという形の設備整備になります。
- 委員長（古沢ちい子君） 藤田保健福祉部長。
- 保健福祉部長（藤田正人君） 再整備計画の中で地域医療再生交付金というものがございます。そのほかに国のほうで急患センターに関する補助というものも入っておりまして、市のほうの補助としては33億円の部分は入っていないとは思っております。今回施設の整備ということなのですが、これまで課長から話がありましたように、1次救急の体制強化ということで何が必要かということを経済界とメディカルと市で協議している中で、インフルエンザのはやっているときとか、あそこはベッドを隔離できるような形にもなりますので、そういった意味で1次救急を、本来であれば急患センターが担っていくべきものであるのですが、しもつがの部分でもそういったものも担っていただきたいということで必要性が生じ、今回整備をするものでございます。
- 委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。発言しますか。

針谷委員。

- 委員（針谷育造君） 7ページの債務負担行為補正追加というところで、よくわからないので理解がちょっとできないのですけれども、令和元年度の新斎場整備事業（PFI事業）ということで18年間66億6,290万8,000円、ここにその後書いてありますけれども、これの内訳みたいなものというのは、ないと我々も、債務負担行為ですので内訳はあるわけですね、こういう積算の積み上げでと

いうような。

○委員長（古沢ちい子君） 海老沼斎場整備室長。

○斎場整備室長（海老沼博行君） 事業費の内訳というご質問ですけれども、まず施設整備費、斎場の整備費、施設をつくる整備費につきましては、概算ではありますけれども、約44億2,600万円、それと施設ができ上がった後の維持管理運営費、こちらが期間として15年6カ月の期間で、トータルで約22億3,700万円、年間にしますと約1億4,400万円の維持管理運営費となります。

以上が事業費の大まかな内訳となります。

○委員長（古沢ちい子君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） そうしますと、これが限度額ということで、この範囲内にはおさまるということでこの債務負担行為はできているかと思えますけれども、それでよろしいでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 海老沼斎場整備室長。

○斎場整備室長（海老沼博行君） これから来年2月に入札公告をするわけですが、こちらの債務負担行為額が予定価格ということで上限となります。ただ、PFI事業につきましては18年という長い事業期間でありますので、落札後、その後金利変動、物価変動等で金額が、金利等が変動が多い場合、この限度額を超えることも想定されることから、今回債務負担行為の限度額には金利変動及び物価変動による増減も含むというような形の記載をさせていただいたところであります。

以上です。

○委員長（古沢ちい子君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） そうしますと、施設で44億2,600万円ということのようでございますけれども、これも18年で返還をしていく、うちのほうで、合わせてこれでいきますと年間どのくらいになるのかわかりませんが、施設等維持管理ということでこの66億何がしを返還していくということよろしいですか。

○委員長（古沢ちい子君） 海老沼斎場整備室長。

○斎場整備室長（海老沼博行君） 施設整備、建物のほうにつきましては建設費の9割、こちらは合併特例債を活用させていただきます。この9割については、令和5年、施設が完成して引き渡しの際に支払いをいたします。建設費の1割、これを15年6カ月かけまして割賦払いをしていきます。整備費の1割の割賦払いと、それと年間の維持管理運営費というものが毎年払っていく形となります。

以上です。

○委員長（古沢ちい子君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） そうすると、おおむね1年間でどのくらい払うことになるのでしょうか。目安的に。

○委員長（古沢ちい子君） 海老沼斎場整備室長。

○斎場整備室長（海老沼博行君） この債務負担行為限度額目いっぱいでの事業となった場合ですけれども、割賦払い分と維持管理運営費、合わせて年間で約1億8,000万円かかってくる計算となります。

以上です。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがですか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、ちょっとせつかくなので、同じ7ページで。急患センター管理運営委託費で公募外でやるということなのですから、さっきも急患センターではあったのですが、その上の2つは北部健康センターと西方のふれあいプラザは今回出ているのですが、今回出てこないということは、何かその要因というものがあるのでしょうか。時間的に今やらないとやばくなるような気がしているのですが。

○委員長（古沢ちい子君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 指定管理の協議につきましては医師会と協議を進めておりますが、3月の議会上程を予定しております。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） ぎりぎりでやるというのはすごく危ないなという気がするのですけれども、否決はしないだろうなという気はしますけれども、遅くなっている要因というものは何かあるのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 医師会のほうで少し、今月いっぱいちょっと申請を待ってくださうことで協議をしております。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 栃木市のほうとしては公募外ですということのだからこっちでお願いしますと言って、向こうが待って欲しいというのは、どういう理由で待って欲しいと言っているのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 医師会のほうで今調整を図っているということなのですが、今月医師会のほうで臨時総会を予定しているということで、そこで諮りたいという話が出ております。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 受ける方向であるというふうに考えてよろしいのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） はい、それはその方向で調整をお願いしております。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがですか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 31ページの緊急風しん抗体検査等事業補助金が、これ国庫支出金として出ています。それと、さっき7ページでは風しんの追加的対応委託ということで債務負担行為が出ているのですけれども、ここら辺の関連というのはどういうふうなのでしょう。

○委員長（古沢ちい子君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 7ページの債務負担行為につきましては、風しんの緊急追加的対策事業の総額を上程、金額は計算しております、国庫補助金の31ページのほうですと、補助になる内容が抗体検査手数料とクーポン券作成料、郵便料などが補助の対象ということで、補助金の額が少なくなっております。債務負担行為のほうには医師に払う予防接種料とかも含まれております。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 緊急風しん対策という検査補助金ということで、支出のほうは予防費というか、そういうふうな支出にはなっていないのですよね。そうしますと、これはまだ歳入はあつたけれども、何も使わないということなのでしょう。

○委員長（古沢ちい子君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 予防接種事業費の中で総額で見えております。別事業としては金額は上げておりません。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 緊急ということなので、緊急に、風疹今いろいろ問題になってはいますけれども、今現在もその対策はやっているわけでしょう。

○委員長（古沢ちい子君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） はい。今年度5月に対象者にクーポンを発送しまして、抗体検査や予防接種を勧めております。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 支出がないというのはよくわからないのだけれども、万全な体制でやっているというのならそれでも了解しますけれども、急いでやれということで国のほうも対策をとってきたということで、来年度というのかな、そこら辺の関係がよくわからないのだけれども、やっていれば了解します。

○委員長（古沢ちい子君） ご納得で。

○委員（白石幹男君） はい。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがですか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今度61ページ、灰溶融炉の時間を短縮したことによって多分容量が増えて1,300万円増えたというふうな説明だったように思うのですが、そのとおりでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 伏木環境課主幹。

○環境課主幹（伏木広安君） 今内海委員がおっしゃったとおり、灰溶融炉の時間が短くなったこと
によって、処分する灰の量が増えたという形のものでございます。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 指定管理でいいのかな、今運転をしてもらっているのは。それはもう運
転のミスで、ミスというか、これだけの費用が発生したというならば、事業者に負担してもらうべ
きものだと思いますが、我々がもう指定管理料払っているのです、これを払う必要がないのではない
ですか。

○委員長（古沢ちい子君） 伏木環境課主幹。

○環境課主幹（伏木広安君） 今回のこの量につきましては、通常の運転の中の部分でどうしてもメ
ンテナンス性を高めるといって短縮したものですので、こちらからどちらかといえば指示をした
部分になります。というのは、現在そういった運転をしていく中では、やはり一番困るのはとまっ
てしまうことですので、そういったものも含めてやっておりますので、あとはごみの質によっても
灰の量が変わったりしますので、その辺の処分量についてはもちろん指定管理のほうのミスでその
灰が増えた場合には指定管理のほうに負担を求めますけれども、今回はそういうものではないとい
うことでございます。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） メンテナンスを高めるといってのが、運転に関しては指定管理者がやる
ということになっていきますけれども、口は出しても私もいいとは思うのですけれども、メンテナ
ンスを高めてお金がかかるということですか、今回は。

○委員長（古沢ちい子君） 伏木環境課主幹。

○環境課主幹（伏木広安君） 適正な運転もちろんやっていますけれども、そういった中で今回はそ
ういった、どうしても灰溶融炉運転してスラグを再生して、それで灰を少なくしているというこ
ろもありまして、今回はそういった中ではちょっとメンテナンスを高めることによって安定的な運
転をしていくということもありましたので、それでちょっと灰の量が増えたというのもあります。
もちろん今回はそういったこともありますけれども、当初予算のときにはある程度過去の実績で積
算してみましたけれども、今回前半終わった段階で灰の発生率とかそういったものが過去3年の、
例えば平成28年のころとちょうど同じようなパーセンテージで発生している状況もありまして、そ
のころと同じぐらいの量が発生するのではないかとということでちょっと増額をさせていただいた
という経緯もあります。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） まず、指定管理の中で多少ごみの量が増えたら指定管理料もその量に合
わせて増やすというのは、そういう契約があったと思います。それはある意味合理的なので、それ

はわかるのですけれども、今回のように何も変わらない状態で灰の量が増えるという状態をつくるほうがおかしいのではないのかなと思います、そのことについてはどうですか。

○委員長（古沢ちい子君） 伏木環境課主幹。

○環境課主幹（伏木広安君） 今回そういったメンテナンス性の向上もありますけれども、先ほど申し上げたように、ごみの量とか、ごみの質とか、そういったものによっても若干変わってきております。もちろんいろいろな計画を当初に立てた中で、その指示をお願いはしているところですが、状況を見ながら、そういった中では安定的な運転をしていくために協議をしながらそういったものも考えていかなければならないというところで、今回ちょっと灰の量が増えてしまったというところがあります。済みません、そのような形なのですけれども。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 納得できないのですけれども、そういう契約でやっているのに、こちらから指示をするメンテナンス性の向上というのは、これ指示をしたというのは誰がしたのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 伏木環境課主幹。

○環境課主幹（伏木広安君） 指定管理の中では、そういったメンテナンスとかも含めていろんな運転を当然管理監督していく部分が市のほうにはございますので、そういった中で、先ほども申し上げているように安定的な運営をしていく中で、もちろん今回は当初メンテナンスの日数の関係もありますけれども、今回当初見込みの中でもうちょっとごみの質とか量とかによってここまで発生はしないかなというふうには市のほうでは見込んでいたのですけれども、その辺がちょっと、半年運転してきた中で思ったよりも灰の量が増えてしまったというのがあります。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 先ほども言いましたけれども、ごみの量が増えたというのであるならば、それに合わせて管理委託料も増えるという契約をしていますよね。それならわかるのです。これで上がるのですよというのだったらわかるけれども、運転をしていて灰の量が増えたからと言われたのだったら、はい、そうですねと言えないのです。メンテナンス性の向上を高めるのを指示をしたというのですけれども、その根拠となるものは何だったのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 伏木環境課主幹。

○環境課主幹（伏木広安君） 運転をしていく中で若干のふぐあいが出たということもあります。その中では、ごみの質によって灰の中にいろいろなものがまじるということもありまして、その灰を排出するところでちょっと詰まったりとか、そういったこともありますので、そういった中では運転管理者のほうのミスではなくて、ごみの質とかそういったものによって起きた部分ですので、そこで発生した灰の量については市のほうで見るという形になるかと思えます。もちろんごみの量で変動費は変わりますので、当初見込んだより少なければ変動費は下がりますし、その辺はもちろんそういった形で運営をしていくという形になります。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 運転管理をしていく上で費用が出てくるというものに関しては、これは指定管理がするべきものでしょう。ごみの量だったらいいけれども、ごみの質が変わったというの、多分毎月ぐらいごみの検査はしていると思いますけれども、それが明らかに変わったのですか、それが灰溶融炉に関してふぐあいを生じさせたものなのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 伏木環境課主幹。

○環境課主幹（伏木広安君） 私のほうで断定的に申し上げることはできないかもしれませんが、実質的に燃えるごみの中に金属とかそういったものがちょっと入ってしまったとか、そういった中でどうしても灰がうまく排出されないという状況がありましたので、それでメンテナンスのほうをちょっと時間をかけてやったりしたという部分もありますので、その中で灰が増えたというところになります。通常の運転とかそういった中で、運転していく中でどうしても灰が増えたというところが今年度ちょっと出てきたというところですよ。

○委員長（古沢ちい子君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） できればというか、例えば災害でごみが出てきて、それでやっていたのだよとかというのだったら理由はつくのですけれども、多分これ前半の9月までの費用の部分だと思えるのですけれども、だから通常に運転をしていたときにこういうふうになったということなのですね。

○委員長（古沢ちい子君） 伏木環境課主幹。

○環境課主幹（伏木広安君） 通常運転していく中でも先ほど申し上げたようにごみの質によって灰の中のものが変わったりしますし、そういった部分もありますので、どうしてもそのところが何となく説明もしづらいところあるのですが……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○環境課主幹（伏木広安君） どうしても運転のミスとかそういったものではないので、その辺はこちらで灰の増えた部分は負担しなければならぬのかなというふうに思います。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） メンテナンスは業務委託している会社がやるのですよね。メンテナンスは。確認ですけども。

○委員長（古沢ちい子君） 伏木環境課主幹。

○環境課主幹（伏木広安君） はい、そのとおりです。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今回メンテナンスをよくやったというか、期間が長くなって灰が増えたというようなことなのだけれども、それは灰溶融炉のスラグをつくる設備がおかしくなったということなのではないでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 伏木環境課主幹。

○環境課主幹（伏木広安君） 溶融炉のもちろん点検の日数がかかったのもありますけれども、燃やすほうの灰の質の関係で、ちょっと灰を排出するほうが詰まったりした中ではというのも1つあります。もちろん灰溶融炉が通常動いていれば、灰を溶融してスラグをつくって、当然灰は減っていくのですけれども、なかなか灰の質によっても、スラグ化した後の残りが多くなったり少なくなったりということもありますので、その辺のちょっと見込みが甘かったといえれば甘かったのかもしれませんが、今回はちょっとそんなような形で増えてしまったということがございます。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。関連でありますか、ほか。大丈夫ですか。ほかに移ってしまって大丈夫ですか。

ほかの質疑はどうでしょうか。ほかの質疑ありませんか。進めてしまっていいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 私は、栃木市一般会計補正予算第7号について反対の立場から討論をいたします。

先ほどもありましたけれども、これ補正予算は1個がだめでも全部否決しなければいけないというので、非常に否決するほうも心が重たいのですけれども、先ほどやりましたクリーンプラザの管理委託事業費に関しては、今の説明を聞けば、これは業者がやらなければいけない範疇だと思われれます。我々が税金を追加して処理するべきものではないというふうに考えますので、私はこの補正に反対をいたします。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがでしょうか。

浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 賛成の立場で、風疹対策ですとか、地域医療対策ですとか、母子保健福祉対策ですとか、全体的に見れば必要やむを得ない7号補正だと思っておりますので、賛成討論といたします。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがですか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ただいまから議案第140号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

賛成	大浦兼政	浅野貴之	針谷育造	梅澤米満
反対	内海まさかず	白石幹男		

○委員長（古沢ちい子君） 起立多数であります。

したがって、議案第140号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
ここで暫時休憩をいたします。

(午前 11時 51分)

○委員長（古沢ちい子君） 会議を続けます。

(午後 零時 05分)

◎議案第141号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第8、議案第141号 令和元年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいで結構です。
間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） ただいまご上程をいただきました議案第141号 令和元年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げますので、補正予算書の11ページをお開きください。令和元年度栃木市の国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億2,997万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ191億8,885万5,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして歳出からご説明いたしますので、112ページ、113ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、補正額143万円の増額であります。説明欄、国民健康保険事務費につきましては、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認が令和3年3月より開始されますことから、国民健康保険システムを改修する必要が生じたため、システム改修業務委託料について補正増するものであります。

114ページ、115ページをお開きください。1款2項1目賦課徴収費、補正額30万円の増額であります。説明欄、国民健康保険税徴収事務費につきましては、電算処理委託料が当初見込みを上回っており、予算に不足が生じると見込まれることから補正増するものであります。

116ページ、117ページをお開きください。2款1項1目一般被保険者療養給付費、補正額1億7,603万1,000円の増額であります。説明欄、一般被保険者診療報酬支払経費につきましては、診療報酬支払い経費の支出の伸びにより予算に不足が生じると見込まれることから補正増するものであります。

118ページ、119ページをお開きください。2款2項1目一般被保険者高額療養費、補正額8,825万5,000円の増額であります。説明欄、一般被保険者高額療養費支払経費につきましては、高額療養費の支出の伸びにより予算に不足が生じると見込まれることから補正増するものであります。

120ページ、121ページをお開きください。2款5項1目葬祭費、補正額75万円の増額であります。説明欄、葬祭費支払い経費につきましては、葬祭費の支出の伸びにより予算に不足が生じると見込まれることから補正増するものであります。

122ページ、123ページをお開きください。3款1項1目一般被保険者医療給付費分につきましては補正はありませんが、歳入の県支出金の補正増に伴い、財源内訳を変更するものであります。

124ページ、125ページをお開きください。6款1項1目保険財政調整基金積立金、補正額5億684万7,000円の増額であります。説明欄、保険財政調整基金積立金につきましては、前年度決算剰余金の一部を保険財政調整基金に積み立てるため補正増するものであります。

126ページ、127ページをお開きください。8款1項3目償還金、補正額5,132万7,000円の増額であります。説明欄、返還金につきましては、前年度の普通交付金の精算に伴う返還金及び特別調整交付金に係る返還金について補正増するものであります。

128ページ、129ページをお開きください。8款2項1目他会計繰入金、補正額503万5,000円の増額であります。説明欄、一般会計繰入金につきましては、前年度に一般会計から繰り入れた出産育児一時金等繰入金につきまして、決算額に基づき精算し、超過分を一般会計に戻し入れするため補正増するものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、108ページ、109ページにお戻りください。4款1項2目1節社会保障・税番号制度システム整備費補助金、補正額143万円の増額であります。説明欄、社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、国民健康保険システム改修に係る10分の10の補助金でありまして、補正増を行うものであります。

次に、5款1項1目1節普通交付金、補正額2億6,428万6,000円の増額であります。説明欄、普通交付金につきましては、保険給付費につきましては普通交付金により充当されますことから補正増をするものであります。

次に、5款1項1目2節特別交付金、補正額1,883万5,000円の増額であります。説明欄、保険者努力支援分につきましては、保険者の経営努力に応じて交付される県交付金でありまして、内示額に合わせまして補正増するものであります。

次の特定健康診査等負担金分（過年度分）につきましては、前年度の特定健康診査等負担金の精算の結果、追加交付となりましたことから補正増するものであります。

次に、7款1項1目2節その他一般会計繰入金、補正額793万8,000円の増額であります。説明欄、財政安定化支援事業繰入金につきましては、前年度に一般会計から繰り入れた財政安定化支援事業繰入金について、決算額に基づき精算し、不足分を一般会計から繰り入れるものであります。

次の事務費繰入金につきましては、前年度に一般会計から繰り入れた事務費繰入金についての決算に基づいた精算した不足分及び今回補正の本年度事務費の増額分を一般会計から繰り入れるものであります。

8款1項1目1節前年度繰越金、補正額4億9,956万7,000円の増額であります。説明欄、前年度繰越金につきましては、平成30年度決算剰余金を繰越金として計上するものであり、収入見込み額に合わせ、補正増をするものであります。

110ページ、111ページをお開きください。9款3項6目1節雑入、補正額3,791万9,000円の増額であります。説明欄、指定公費分等につきましては、前年度に概算払いをした療養給付費等の精算による返還金でありまして、収入見込み額に合わせて補正増をするものであります。

以上で栃木市国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、117ページ、支払い経費ということで、今回の補正というものが市民の方がたくさんかかって医療費が上がるためにするのかなと思ったら、補正の財源内訳というところで県から来ることなのですけれども、今回のこの補正というのは、大体もう県から来るといっているのですけれども、医療費の伸びに対して追いつけるために行うということなのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） おっしゃるとおりでございます。基本的に診療報酬につきましては県の普通交付金が全額充当されるということになっておりますので、歳入と歳出合わせて補正増額させていただいたものでございます。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） まず、歳出で積立金のほうで125です。財政調整基金積立金5億円ちょっと入りますけれども、これで大体どのくらいの積立金になるのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） 平成30年度末現在の基金残高が約12億8,000万円でありましたので、今回の補正額の積み立てを合わせますと、今年度末には約17億8,000万円程度になるものと見込んでおります。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これは、国保の被加入者によつての保険料とか、そういうところで積み上がってきたものだと思いますけれども、この財政調整基金の使い道というのですか、どういうふうに考えているのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） 基本的に制度改革によりまして、健康保険税につきましては事業費納付金の財源とするということになっておりますので、例えば今後税率改定等がありましたときに基金を取り崩すことで急激な上昇を緩和できますとか、あるいは税率を据え置いたときに基金を取り崩すことでそのまま被保険者がご負担なしで税率を維持するというような点が考えられます。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 県単位になったということで、標準保険料を県が示してくるというような状況の中で、やはり今大変滞納者も増えているという状況の中では、やはりこの部分を有効に使って保険料の負担軽減とか、そこら辺に使うべきだと思うのですけれども、そこら辺の考えはないのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） 先ほどお話ししましたとおり、あくまでも県のほうに事業費のこの金額を納めてくださいと示されますので、当然私どもとしては想定していない急激な伸び率になるということも考えられます。その際には、今お話ししましたとおり、基金を取り崩して税率の急激な上昇をしないような形で対応できるというような形もできるかというふうに思っております。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 歳入のほうで109ページ、努力支援分、この辺についてはどういった指標をもとにこういったものが入ってくるのでしょうか。

○委員長（古沢ちい子君） 間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） 努力者支援分につきましては、その名のとおり保険者の努力支援に係る部分ということですので、例えば特定健診の率が上昇したとか、保険税でいえば税金の収納率が向上したとか、そういうものに対して特典というか点数が増えて補助金が余計にもらえるというような形になっております。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 栃木市の場合、この額というのは努力した結果ということでよろしいのでし

ようか。

○委員長（古沢ちい子君） 間中保険医療課長。

○保険医療課長（間中正幸君） 一概には言えないのですが、去年度の決算額と比べましても若干増えているかと思しますので、少しずつ成果はあらわれているのかなというふうには考えております。

○委員長（古沢ちい子君） ほかいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第141号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第141号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変ご苦勞さまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第142号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第9、議案第142号 令和元年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） ただいまご上程いただきました議案第142号 令和元年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）についてご説明いたします。

補正予算書の15ページをお開き願います。令和元年度栃木市の介護保険特別会計（保険事業勘定）の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,028万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150億7,340万7,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区

分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、補正予算書の140、141ページをお開き願います。2款1項1目居宅介護サービス給付費の補正額は、2,820万3,000円を減額するものであります。説明欄の居宅介護サービス給付費は、要介護者に対する訪問介護や通所介護の居宅介護サービス給付費の伸びが当初見込みを下回ることから減額補正したいというものであります。

142、143ページをお開き願います。2款2項1目介護予防サービス給付費の補正額は、2,600万3,000円を増額するものであります。説明欄の介護予防サービス給付費は、要支援者に対する短期入所等の介護予防サービス給付費の伸びが当初見込みを上回ることから増額補正したいというものであります。

次の5目、説明欄の介護予防福祉用具購入費は、要支援者に対する入浴や排泄に使用する用具を購入した場合の給付費の伸びが当初見込みを上回ることから増額補正したいというものであります。

144、145ページをお開きください。2款5項1目高額医療合算介護サービス費の補正額は、170万円を増額するものであります。説明欄の高額医療合算介護サービス費は、介護保険と医療保険の利用料の合計が年間で一定額を超えた場合に償還する費用の伸びが当初見込みを上回ることから増額補正したいというものであります。

146、147ページをお開きください。5款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、訪問通所生活支援事業の補正額は、22万円を増額するものであります。説明欄の高額介護予防サービス相当事業費は、総合事業の利用料が一定額を上回った場合の償還する費用の伸びが当初見込みを上回ることから増額補正したいというものであります。

148、149ページをお開きください。5款3項2目権利擁護事業費の補正額は、34万3,000円を増額するものであります。説明欄の職員人件費及び区市町村総合事務組合負担金退職手当は、職員課所管となりますが、定期人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属の人数や役職等に変更が生じたことや人事院勧告を踏まえ、その差額分を精査し、増額補正したいというものであります。

150、151ページをお開きください。7款1項2目償還金の補正額は、6,286万9,000円を増額するものであります。説明欄の国庫支出金等返還金は、平成30年度の介護給付費等の確定により、国、県への返還金が生じたことによるものであります。

152、153ページをお開きください。7款2項1目他会計繰出金の補正額は、6,685万5,000円を増額するものであります。説明欄の一般会計繰出金は、平成30年度の介護給付費等の確定により、一般会計への繰出金が生じたことによるものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、136、137ページにお戻りください。4款2項1目調整交付金の補正額は1万1,000円を増額するもので、総合事業の増額補正に対する国からの

調整交付金であります。

次の2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）及び3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）は4万4,000円、10万8,000円を増額するもので、地域支援事業の増額補正に対する国からの交付金であります。

5款1項2目地域支援事業支援交付金は6万円を増額するもので、地域支援事業の増額補正に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

6款1項1目介護給付費負担金は1,466万円を増額するもので、平成30年度決算確定による県からの介護給付費負担金の追加交付分であります。

6款3項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は2万8,000円を増額、及び次の2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）は5万4,000円を増額するもので、地域支援事業の増額補正に対する県からの交付金であります。

138、139ページをお開きください。9款1項2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）は429万8,000円を増額するもので、地域支援事業の増額補正に対する一般会計からの繰入金及び平成29年度補助金再確定に伴う過年度分の一般会計繰入金であります。

次の3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）は11万7,000円を増額するもので、地域支援事業の増額補正に対する一般会計繰入金であります。

次の5目低所得者保険料軽減繰入金は206万3,000円を増額するもので、平成30年度第1号保険料軽減額の確定に伴う一般会計繰入金であります。

次の10款1項1目繰越金の補正額は1億884万4,000円を増額で、前年度繰越金の確定額であります。

以上をもちまして令和元年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 141ページの居宅介護サービス給付費と143ページの介護予防サービス給付費、これ居宅介護サービスが減って、こっちの予防サービスが増えているのですが、この相関関係とい

うのはあるのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） まず、居宅介護サービス給付費、これは要介護者に対する給付費ですので軽度の人が増えて、予防であるとか日常生活支援総合事業のほうに移行した、そのためにマイナスになっているという形になります。逆に、次の介護予防サービス給付費の部分のところについては、軽度者の中でも日常生活総合支援事業というのはヘルパーさんとデイサービスの使用だけはそちらになりますが、それ以外のもの、ショートステイを使ったりとか、それらの方についてはこちらの介護予防サービス給付費のほうからの給付になりますので、それが増えているということです。いわゆるヘルパー、デイ以外の予防、要支援の方がショートステイ等のサービス利用が増えてきたというような、そういう部分のところをあらわしているものというふうに考えております。

○委員長（古沢ちい子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 要介護から要支援のほうに認定というのですか、それは移っているということではないのですか。

○委員長（古沢ちい子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 認定者の数につきましては、年間8,000人ぐらいが要介護認定を受けている栃木市の方の数になります。大体65歳以上人口の16%ぐらいなのですが、数的には大きな変化というものは要支援、要介護ではございません。

○委員長（古沢ちい子君） よろしいですか。

ほかいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了といたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第142号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第142号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第143号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（古沢ちい子君） 次に、日程第10、議案第143号 令和元年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） ただいまご上程いただきました議案第143号 令和元年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の19ページをお開き願います。令和元年度栃木市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,808万6,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、補正予算書の168、169ページをお開きください。1款1項1目介護予防サービス事業費の補正額は、454万8,000円を増額するものであります。説明欄の介護予防サービス計画委託費は、要支援者に対する介護サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に委託する費用が当初見込みを上回ることから増額補正したいというものであります。

170、171ページをお開きください。1款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費の補正額は、396万8,000円を減額するものであります。説明欄の介護予防ケアマネジメント委託費は、総合事業利用者に対するケアマネジメント業務を居宅介護支援事業者に委託する費用が当初見込みを下回ることから減額補正したいというものであります。

次に、歳入を説明いたしますので、166、167ページをお開きください。1款1項1目介護予防サービス計画費収入の補正額は、454万8,000円を増額するものであります。説明欄の介護予防サービス計画費収入は、歳出の委託料の増額に対応するもので、計画費収入を増額補正したいというものであります。

次の1款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費収入の補正額は、396万8,000円を減額するものであります。説明欄の介護予防ケアマネジメント事業費収入は、歳出の委託料の減額に対応するもので、事業費収入を減額補正したいというものであります。

以上をもちまして令和元年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第143号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（古沢ちい子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第143号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（古沢ちい子君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもって民生常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 零時35分）